都田川水系河川整備基本方針

平成 28 年 1 月

静岡県

目 次

第 1	河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
1	流域及び河川の概要	1
	(1) 流域及び河川と湖沼の概要	1
	(2) 治水事業の沿革と現状	3
	(3) 河川・湖沼の利用	5
	(4) 河川環境	5
	(5) 住民との関わり	7
2	河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	9
	(1) 河川整備の基本理念	9
	(2) 河川整備の基本方針	1
	ア 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減1	1
	イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持1	2
	ウ 河川環境の整備と保全1	2
	エ 河川の維持管理1	3
	オ 地域との連携と地域発展1	3
第 2	河川の整備の基本となるべき事項	4
1	基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項1	4
2	主要な地点における計画高水流量に関する事項1	5
3	主要な地点における計画高水位及び	
	計画横断形に係る川幅に関する事項1	5
4	主要な地点における流水の正常な機能を維持するために	
	必要な流量に関する事項 1	6

第1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

1 流域及び河川の概要

(1) 流域及び河川と湖沼の概要

都田川水系は、静岡県の西部に位置し、都田川や新川などの浜名湖に流入する河川と浜名湖及び 猪鼻 湖 や 松見ヶ浦 などの支湖から成り、今 切口 から 遠州灘 へ注ぐ県内最大の流域面積を有する二級水系である。

その流域は、面積が約524km²で浜松市、湖西市の2市にまたがり、県西遠地域の約84%を占め、土地利用は森林が流域の約45%、水田や畑地等の農地が約38%、宅地等の市街地が約16%となっているが、特に流域の東部に位置する新川流域は市街地が約58%を占め、市街化の進展が著しい。

また、流域内では、みかんに代表される北部の農業、輸送機械、楽器及び光産業などに代表される東部や西部の工業、アサリやクルマエビに代表される浜名湖の漁業、浜名湖を中心に年間300万人以上が訪れる観光産業など、国内のみならず海外にも情報発信できる各種の産業が発達しており、この地域における社会、経済、文化等の基盤をなすとともに、豊かな自然空間や良好な景観を有している。

このように、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。

流域の地質は、河川沿い及び浜名湖周辺では、礫・砂・シルト(泥)・粘土を主とする沖積層からなり、東部浜松市及び西部湖西市などでは、礫層を主とする洪積層から形成されている。また、浜名湖北部地域の旧細江町・旧引佐町・旧三ケ日町に広がる中・古生層は、中生代から古生代の造山運動によって形成された古い地層で、三波川変成岩類などからなっている。

流域の年間降水量は、北部の山地で約2,200 mm、南部の平地で約1,600~2,000 mmであり全国平均に比べて多く、月別降水量は、台風期と梅雨期に多く冬期に少ない。また、年平均気温は南部の平地で 16.0℃前後と、冬季も比較的温暖である。

都田川水系の都田川本川は、水系内でも最大の流域面積を誇り、流路延長約50kmで、水源を鳶ノ巣山に求め、三岳山地と三方原台地の接合線に沿って西南西に流路をとり、浜松市北区細江町気賀付近で南流する井伊谷川を合流し、浜名湖北東部の引佐細江湖に流入し、浜名湖を経て今切口から遠州灘に注いでいる。

流域の東部に位置する新川は、三方原台地に源を発し台地を流下しながら、 佐鳴湖を経て、沖積層の低平地を貫流して浜名湖へ流入する、水系で2番目の 流域面積を誇る河川である。

その他、釣橋川や笠子川等の河川は、分水界が浜名湖に極めて近いことから、 各々延長 10 km前後の小河川であり、総じて放射状をなし、湖に向けて流れ集 まってくる。

水系の最下流部に位置する浜名湖は、猪鼻湖と併せて面積が約70km²で日本の太平洋側では最大の汽水湖である。支湖を伴い入組んだ形状をしており、湖岸延長は約128kmに及び、景観に優れ、県立自然公園及び名勝地に指定されている。

浜名湖は天竜川からの漂砂が砂州となって湾の入口を塞いでできた 海 跡 湖 であることから、湖の南部は水深1~2mと浅く、広く砂が分布し、湖の北部では深さを増しており、泥が広く分布している。また、幅 200m の今切口で遠州灘と繋がり、潮汐の影響が浜名湖全域に及び、塩分濃度は、今切口固定化

工事等により上昇し、汽水湖としては高くなっている。さらに、陸水の流入や 外海からの津波・高潮に対して緩衝帯として重要な役割を果たしている。

都田川流域では、早くから農耕地が開け集落が発達し、縄文晩期や弥生時代の遺跡や出土品が丘陵地外縁部や平地で多く確認されている。浜松市の 蜆塚 遺跡から出土した縄文土器の文様や、浜松市北区細江町及び三ヶ日町から出土した銅鐸の様式などから、当流域では古くから東西日本の文化が交流していたと考えられている。また、都から東国への交通の要衝であった浜名湖は、万葉集で「遠つ淡海」や「遠江」などと詠われ、都の文化との交流や人馬の往来のさまが偲ばれる。

(2) 治水事業の沿革と現状

治水事業については、屈曲が著しく氾濫と流路の変化が顕著であった都田川本川において、明治 34 年に中川地先で改修工事が始まったが、その後も破堤を伴う洪水が頻発した。当時、河口三角州であった落合橋下流においては、昭和元年に関係地主 180 余名による耕地整理に伴い、昭和 3 年から昭和 9 年にかけて河道が整備され、現在の河口部の姿が形成された。

その後、昭和 16 年から昭和 28 年には、井伊谷川合流点から上流 5.4km 区間において、日雨量 250 mmに対応する一次改修を行なったが、昭和 33 年、37 年などに度重なる浸水被害を受けたことから、昭和 45 年からは明治 43 年 8 月洪水を踏まえた計画日雨量を 345 mmとする新たな改修に着手した。

昭和 49 年 7 月に 584 棟におよぶ記録上最大の浸水被害となった七夕豪雨を契機に河川整備を推進し、昭和 61 年に上流の浜松市北区引佐町で農地防災ダム事業等による都田川ダムが完成するとともに、平成 18 年にかけて井伊谷川合流点から須部地区までの築堤区間約 9 kmについて、蛇行の修正や築堤及び掘削などの河川改修を実施した。

また、支川の井伊谷川では、昭和47年に改修事業に着手したが、昭和49年7月の七夕豪雨では、記録上最大の238棟の浸水被害が発生したことから改修事業を重点的に進め、現在も引堤、築堤及び掘削などの整備を行なっている。

新川をはじめとする東部の河川におけるこれまでの主な事業としては、昭和 47年から平成8年にかけて新川や東神田川など6河川で改修に着手し、その うち3河川では現在も整備を行っている。新川流域では、昭和50年には、約2,690棟が浸水する戦後最大の浸水被害が発生したが、平成12年に新川放水路が通水し、治水安全度が大きく向上した。

釣橋川や入出太田川を始めとする北西部の河川におけるこれまでの主な事業としては、昭和37年から同54年にかけて5河川で改修に着手し、そのうち1河川では、現在も整備を行っている。

当水系において、近年では大規模な水害は発生していないが、新川の支川堀留川周辺の低平地では、内水氾濫により慢性的な浸水被害がある。

平成9年の河川法改正に伴い、都田川水系河川整備基本方針を平成26年2月に策定し、都田川の基準地点落合橋における基本高水のピーク流量を1,900m³/sとし、流域内の洪水調節施設により300m³/sを調節し、計画高水流量を1,600m³/sとする計画とした。また、新川の基準点志都呂橋における基本高水のピーク流量を280m³/sとし、計画高水流量を280m³/sとする計画とした。

浜名湖では、明応大地震(1498 年)に伴う津波によって、浜名湖と海を隔てていた砂州が決壊して今切口が出現したが、その後も幾度となく津波や高潮による被害が発生している。代表的な津波は安政東海地震(1854 年)に伴うもので、今切口の幅が 360mから 1,260mに広がり、被害は湖内ほぼ全域に及んだ記録が残っている。なお、東日本大震災を踏まえた静岡県第 4 次地震被害想定(平成 25 年)では、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす「施設計画上の津波」**1と、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」**2の二つのレベルの津波が設定されており、都田川では「施設計画上の津波」は浜名湖内を湾奥部まで遡上するとともに、「最大クラスの津波」では、浜名湖を含む河川及び海岸堤防を越流し、沿岸部で最大約 2,400ha 以上が浸水すると想定されている。

※1 施設計画上の津波:静岡県第4次地震被害想定で対象としている

「レベル1の津波」

※2最大クラスの津波:静岡県第4次地震被害想定で対象としている

「レベル2の津波」

また、代表的な高潮は昭和28年の台風13号によるもので、今切口の幅が台

風前の5倍の約800mに広がり、今切口の内湾に位置する 舞阪 では最高潮位 T.P.+2.25mを記録し、被害は湖内ほぼ全域に及んだ。

今切口は、鉄道敷設等の影響で潮流の阻害が始まり、幅と深さが徐々に縮小して舟の航行にも支障を及ぼしていたため、港湾事業によって昭和 24 年からの調査を経て昭和 29 年から固定化工事が始まり、昭和 31 年には現在の幅 200 mで固定され、昭和 47 年には導流堤等を含む固定化工事が完了した。

その後は、昭和54年の台風20号により舞阪でT.P.+1.51mを記録した高潮などが発生しているものの、被害は大幅に減少している。

(3) 河川・湖沼の利用

河川水の利用としては、農業用水として約4,000haに及ぶ農地のかんがいや、水道用水として浜松市等への供給に利用されているほか、工業用や雑用に利用されている。このうち、みかん園2,400haに対する国営かんがい事業と、西遠地区2市への広域水道事業は都田川ダムを水源としている。また、隣接する天竜川水系及び豊川水系からも農業用水や工業用水などが供給されている。

河川空間の利用としては、川原での水遊び、釣り、散策などがあり、このうち、都田川本川では全川において、多くの利用者が訪れ、佐鳴湖では、水辺の緑地や公園が散策や自然観察に利用されている。

浜名湖及び支湖では、古くから漁業や水上交通の利用が発達しており、現在 も浜名港を利用した物流のほか、舞阪漁港や入出漁港等を利用した漁業が盛ん である。また、周辺の 箱 山寺 温泉、 弁天 島 温泉、 浜名湖ガーデンパーク、 浜松フラワーパークなどの観光地と併せ、海水浴や潮干狩り、ボードセイリン グ、自然観察など多様な利用がなされており、人々に広く親しまれている。

近年は、海洋性レクリエーション志向の高まりによりプレジャーボートが普及し、その多くが湖岸に無秩序に係留されていたが、関係機関と連携したマリーナ整備などにより、利用の適正化を進めている。

(4) 河川環境

都田川本川の水質は、落合橋(河川 A 類型)で BOD75%値がほぼ基準値以下

で推移している。また、新川の水質は、志都呂橋(河川 C 類型)の BOD75%値がかつては環境基準値以上であったが近年は改善傾向にあり、平成 21 年より環境基準を達成している。また、拓希橋及び佐鳴湖湖心(湖沼 B 類型)での COD75%値が環境基準値を下回ることなく推移しているが、近年は水質が改善されてきている。

佐鳴湖の水質は、周辺土地利用の影響により悪化が進み、平成 13 年に全国の水質ワースト1湖沼となったが、下水道整備や浄化対策により悪化傾向に歯止めがかかり、異臭の減少など一定の効果が認められ、平成 21 年にはワースト5から外れ、下位から 10 番目になった。現在も水質の改善傾向を安定させるとともに、環境基準の達成等を目指して、水環境の更なる改善に向けた流域一体の取組みが進められている。

浜名湖及び支湖では、1970年代以降、閉鎖性が強い猪鼻湖や庄内湾などを中心に赤潮が頻繁に発生している。COD75%値(海域 A 類型、海域 B 類型)は、1980年代以降、環境基準値程度で推移してきたが、近年は浜名湖湖心と新所で基準値を超過している。また、全リンは基準値以下で推移しているが、全窒素は3水域中1~2水域で環境基準を超える年がある。

流域の植生は、流域全体が人為的干渉を受けていることもあり、原生林・自然植生はほとんど見られない。流域北部山地の大半は、スギ・ヒノキ等の常緑針葉樹植林とコナラ・クヌギ等の落葉広葉樹林となっている。このうち、比較的自然度の高いものは、山地部に断片的に分布するコナラ・クヌギ林の二次林である。台地及び低地は、農用地や市街地として利用され自然度は低くなっている。なお、湖西連峰の一部や社寺境内林等で、比較的自然度の高い良好な植生環境が残存しているところもある。流域内の貴重な植物群落としては、北西部浜松市北区三ヶ日町本坂峠の照葉樹林、鵺代のマンサク群落、流域最北部のシブカワツツジ群落などが挙げられる。

流域の生物相については、流域全体としては、静岡県の中でも非常に生物的 資源が豊かに残されている地域である。北部流域では、アカザ、アユ、ホトケ ドジョウなどが生息し、ヤマセミやアカショウビンが営巣し、トモエガモやミ サゴなどの飛来も見られ、東部流域では、メダカやイシカワシラウオなどが生息し、佐鳴湖では季節毎にいろいろな野鳥が見られ、特に、冬期にはカモ類など多くの野鳥が越冬するほか、ヒクイナやミコアイサも見られる。また、西部流域では、上流域から中流域にかけてホトケドジョウやスジシマドジョウ小型種東海型などが生息し、チュウヒやミサゴなどの飛来も確認される。

貴重な種としては、静岡県版レッドデータブックでも絶滅危惧IA類(ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの)に位置づけられているダルマガエルが都田川上流域で、ヤリタナゴと産卵対象のマツカサガイが都田川中流域で、カワバタモロコが笠子川流域で確認されており、昆虫類においても、ヒヌマイトトンボなどの貴重種が確認されている流域でもある。

水産資源については、浜名湖内では 30 種類以上の魚介類が漁獲されているが、漁獲量としては減少している。なかでも湖内漁業を支える重要魚種であるアサリやクルマエビなどをはじめとした漁獲量は、1980 年頃をピークに多くの種が減少傾向にある一方で、近年は外海性の高塩分環境を好む種であるタコやイカ類などが増加しており、外海水流入量の増大に伴う汽水環境の変化が指摘されている。

海水と淡水が交わる浜名湖は、外海や河川とをそれぞれ行き来する魚介類の 生息地となっており、浜名湖を介して外海の影響が内陸まで及ぶことから、今 後は、望ましい汽水環境の持続に向けて、情報や知見の蓄積、共有化を図り、 各分野で活用、連携していくことが重要である。

(5) 住民との関わり

都田川水系では、佐鳴湖において水環境の向上を推進するために、浄化対策、環境美化活動に携わる方々の情報交換、情報共有の場として市民、自治会、学校、各種団体、行政などから構成される協議会が設立され、流域一体となった水環境改善に向けた取り組みが行われているほか、浜名湖を中心として地域住民やNPO、学校、企業などの様々な主体による環境保全活動が盛んであり、その分野は、清掃活動、水質調査、水質浄化、自然観察、生物調査、希少生物保護など、多岐にわたっている。

近年は、これらの活動主体相互間での情報共有や連携への要求が高まり、行政や中間支援型 NPO によるネットワーク化の支援などが行なわれている。

2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 河川整備の基本理念

都田川水系の流域と河川の現状及び特性を踏まえ、今後の河川整備にあたっての基本理念を以下に掲げるものとする。

■ 浜名湖とここに流れ込む河川からなる水系における、安全で、安心でき、 豊かで活力のある美しい川づくり

●浜名湖

古くから人々の生活が営まれてきた浜名湖では、今切口が決壊したことによる高潮や津波による水害が繰り返し発生してきた。

多くの人々が暮らし、様々な産業が発達した今日、活力ある地域づく りにとって水害の防止・軽減は一層重要となっている。

遠江とも呼ばれ西遠地方の象徴でもあり、風景の移り変わる浜名湖において、汽水湖としての特長を活かしながら、安心と豊かさと美しさを目指す。

●河川

当水系で最大の流域面積を誇り、屈曲が著しかった都田川本川をはじめ、流域内の各河川では洪水による水害が繰り返し発生してきた。

多くの人々が暮らし、様々な産業が発達した今日、活力ある地域づく りにとって水害の防止・軽減は一層重要となっている。

貴重な生物が多く確認されている自然環境豊かな都田川流域において、 人と自然の双方に安心と豊かさと美しさを目指す。

また、水系においては、東日本大震災を踏まえた大規模地震による津波に対する安全の確保などの課題も有しており、大規模地震による津波に対しては、施設整備はもとより、ハード・ソフト対策を総合的に組み合わせた多重防御による津波防災を推進する。

■ 三つのつながりを大切にした川づくり

水といのちのつながり

都田川水系は、浜名湖を介して内陸の奥深い河川まで外海がつながりをもち、海水と真水が交わる浜名湖は、河川からの洪水や外海からの津波・高潮に対して緩衝帯となっており、防災上、重要な働きをしている。

山、森、里、川と海が健全な水の循環でつながっていることによって、陸域から水域への栄養分や土砂の供給、有機物の生産と食物連鎖、生物の移動が成り立ち、多様な生物相と豊かな生物生産の持続が可能となることから、水質と併せて良好な底質環境を保全していく。

くらしと水辺のつながり

都田川や浜名湖などの水辺は、古くは人々の生活の場であったが、 近年、漁業だけではなく、海洋性レクリエーション志向が高まり、浜 名湖を中心に外海や河川と行き交うことで、多種多様な利用がされて いるとともに、今日でも、水辺は自然や文化を学び、豊かな人間性を 育む貴重な空間であることから、今後も良好な水辺環境を保全、創出 していく。

人と人のつながり

人と人のつながりによって、水害や川遊びなど川や湖に関わる経験 則や知恵や情報が蓄積され、共有され、伝えられることが、川や湖を 善く知り善く付き合う上で重要である。

このため、多種多様な住民活動が活発になり、そのつながりに広が りをもつよう支援する。

(2) 河川整備の基本方針

都田川水系の河川整備の基本理念を踏まえ、水源から河口まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針を次のとおりとする。

ア 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減

洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関しては、沿川地域を洪水や高潮から防御するため、堤防の整備及び河道の掘削により河積を増大させるとともに、都田川本川では流域内の洪水調節施設により洪水調節を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる。その際、多様な動植物が生息・生育・繁殖できる良好な河川環境の保全・創出等に配慮する。

さらに、計画規模を上回る洪水及び整備途上段階で施設能力以上の洪水等が発生した場合においても、壊滅的な被害とならないよう、洪水ハザードマップの活用や作成支援、水防活動との連携、洪水警報等を含む水防情報提供の充実、土地利用計画や都市計画との調整、流域の保水・遊水機能の保全など、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進する。

河川津波対策に関しては、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす「施設計画上の津波」に相当する計画津波に対しては、人命や財産を守るため、海岸等における防御と一体となって、河川堤防等の施設高を確保することとし、そのために必要となる堤防等の嵩上げ、耐震・液状化対策を実施することにより津波災害を防御するものとする。

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」に対しては、施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、地域特性を踏まえ、関係自治体との連携により、土地利用、避難施設、防災施設などを組み合わせた津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指すとともに、「施設計画上の津波」対策の実施に当たっては、必要に応じて堤防の天端、裏法面、裏小段及び裏法尻に被覆等の措置を講じるものとする。

イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、これまで 渇水による大きな取水障害等は顕在化していないものの、渇水時には動植 物の生息・生育への支障が懸念される。このため、関係機関等と連携して 合理的な水利用の促進を図り、渇水時の流況を悪化させないよう努めるも のとする。

河川空間の適正な利用に関しては、治水や動植物の生息・生育・繁殖などの自然環境の場及び景観等に配慮しながら、人が楽しく心豊かに水辺に触れ合う場を確保するよう努めるとともに、河川利用者への情報提供や河川利用者のマナーの向上を図っていく。また、浜名湖の水域及び湖岸については、漁業や観光などが盛んであることを考慮し、汽水環境、景観、周辺の土地利用などと調和した秩序ある適正な利用の促進に努める。

また、外来種については、関係機関と連携して移入回避や必要に応じて駆除等にも努める。

ウ 河川環境の整備と保全

河川環境の整備と保全に関しては、流域が広く、浜名湖の北部、東部、 西部で特性の異なる多様な河川があることや、豊かな生物生産の場である 浜名湖を擁すことなど、多様な河川が汽水湖に注ぐ都田川水系ならではの 特長が持続されるよう努める。また、河川環境や汽水環境に関する知見や 情報の蓄積と共有に努め、有識者、関係機関、地域住民等との連携を推進 し、河川整備に反映させる。

動植物に対しては、県内でも貴重種が多い水系であることを踏まえ、生息地、生育地、繁殖の場の保全と再生に努めるとともに、外来種を防除する。また、多様な河川の生態系が持続されるよう、水域の多様性と連続性に配慮し、関係機関などと連携しながら多様な動植物が生息・生育・繁殖している水辺環境の保全と再生に努める。

水質については、下水道整備をはじめとする流域での様々な取組みが促進されるよう働きかけ、水域の浄化対策を推進するとともに、地域住民や関係機関などと連携しながら良好な水質環境の保全に努める。

浜名湖における今切口の形状は、防災上だけでなく、利用や土砂動態、 塩分濃度及び水産資源等を含む浜名湖全体の環境に影響を及ぼすことから、 総合的な調査等に取り組み、適切な管理に努める。

また、上流から浜名湖までの総合的な土砂管理の観点から、流域における土砂移動に関する調査等に取り組むとともに、関係機関などと連携し、 安定した河道の維持や浜名湖の底質環境の保全に努める。

水循環については、都田川流域全体の健全な水循環系の構築に向けて、 水源涵養機能の保全や合理的な水利用の促進などについて、流域一体となった取組みを推進するために、関係機関と連携するとともに、地域住民に 対して流域の特性等についての情報発信に努める。

エ 河川の維持管理

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全の観点及び美しい景観形成の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるように、関係機関や地域住民などと連携しながら適切に行なう。

特に、堤防、水門等の治水上重要な河川管理施設の機能を確保するため、 平常時及び洪水時における巡視、点検を適切に実施し、河川管理施設及び 河道の状態を的確に把握する。維持修繕、機能改善等を計画的に行うこと により、常に良好な状態を保持するよう努める。

オ 地域との連携と地域発展

都田川流域の歴史、文化、自然に基づく魅力と活力ある地域発展のため、 関係自治体のまちづくりや景観づくりなどに関する計画との調整と連携を 図るとともに、河川に関する情報を幅広く提供し、地域住民の自発的な参 加を促し、地域住民の川づくりの活動との連携・支援を推進する。また、 自然保護や環境教育の場を創出し、川における人々の交流の場を提供する ことに努める。

第2 河川の整備の基本となるべき事項

1 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量は、既往の洪水や河川の規模、流域の資産、人口の分布を踏まえ、県内の他河川とのバランスを考慮し、年超過確率 1/50 の規模の降雨による洪水を対象とする。

ア 都田川

都田川本川の基本高水のピーク流量は、昭和 46 年 8 月洪水や昭和 49 年 7 月洪水の既往洪水について検討した結果、水系の基準地点落合橋において $1,900 \text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち流域内の洪水調節施設により $300 \text{m}^3/\text{s}$ を調節して、河道への配分流量を $1,600 \text{m}^3/\text{s}$ とする。

イ 新川

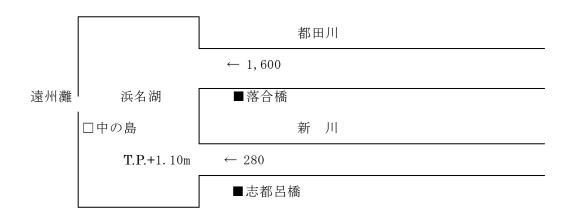
新川の基本高水のピーク流量は、昭和 50 年 10 月洪水や平成 4 年 9 月洪水の既往洪水について検討した結果、水系の基準地点 志 都 呂 橋において 280m³/s とする。

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 による調節流量 (m³/s) (m³/s)		河道への 配分流量 (m³/s)
都田川	落合橋	1, 900	300	1,600
新川	志都呂橋	280	0	280

2 主要な地点における計画高水流量に関する事項

都田川における計画高水流量は、落合橋において $1,600 \text{ m}^3/\text{s}$ とする。 新川における計画高水流量は、志都呂橋において $280 \text{ m}^3/\text{s}$ とする。 浜名湖における計画高潮位は、中の島において T.P.+1.10 m とする。



■:基準地点 □:主要な地点

計画高水流量図(単位: m³/s)

3 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項 主要な地点における計画高水位と計画横断形に係る概ねの川幅は、以下のと おりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名			地点名		ı	河口又は合流点からの		計画高水位	川幅	
					距離(km)	T. P. (m)	(m)		
者	都	田	Ш	落	合	橋	浜名湖流入点	から 2.00	+4.40	119
弟	折		Ш	志	都呂	橋	IJ	3.35	+1.63	84
者	都 (海	田	川 钥)	中	の	島	_	-	+1.10 *1	_

(注) T.P.: 東京湾中等潮位

※1 計画高潮位

4 主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項

都田川水系内で流域面積が最大であり、既得水利による水利用も水系内でそのほとんどを占める都田川本川では、浜名湖より上流において、農業用水として約3,000ha のかんがいに利用され、そのうち約2,450ha(1.765 m^3/s)が許可水利となっており、また、水道用水として $0.432\,\mathrm{m}^3/\mathrm{s}$ 、雑用水として $0.018\,\mathrm{m}^3/\mathrm{s}$ が許可水利となっている。

これに対し、都田川の須部地点における過去 21 年間 (平成元年~平成 21 年) の平均渇水流量は $0.48 \,\mathrm{m}^3/\mathrm{s}$ となっており、これまで渇水時においても取水障害がないなど、水利用に関して大きな支障としては顕在化していない。

都田川の須部地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、利水の現況、動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮して、かんがい期で概ね 1.3 m³/s (参考値) と想定されるが、今後、利水者と連携した水利用実態調査など河川及び流域における諸調査を踏まえた上で、利水の状況や動植物の保護等を考慮して設定するものとする。

(参考図) 都田川水系図

